

◎新潟県告示第1025号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和屋敷敷添地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ沢地区	妙高市大字東菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北ノ沢川地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流
上濁川(1)地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流
上濁川(2)地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流
虫生岩戸(1)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫生岩戸(2)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫生岩戸(3)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩戸谷(1)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	土石流
御滝川地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	土石流
荒手川地区	上越市大字虫生岩戸・大字長浜	次の図のとおり	土石流
虫生岩戸地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水沢新田地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢新田北地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(4)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

茂沢（5）地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢川地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
ミツキ沢（2）地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
ミツキ沢（3）地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
茂沢（1）地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢（3）地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢（3）地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	土石流
茂沢（4）地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	土石流
茂沢（1）地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）